

# スクールロイヤーだより



## いじめ事案、確実に引継ぎを

いじめとして認知した事案は、進級・進学の際に引継ぎが必要です。

特に、解消に至っていない事案については、新たな学年・学校で確実に情報共有し、滞ることなく対応を行うことが必要です。

また、解消に至っている事案についても、日常的な観察を継続する必要があります。(※ 国の『いじめの防止等のための基本的な方針』より)

(※) 国の『いじめの防止等のための基本的な方針』 31ページ：

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

具体的にどのような対応を行っていくか(※)は、報告を受けた管理職や担任だけでなく、学校の**いじめ対策組織**で検討して決め、**組織全体で共有**することが必要です。

組織で決定した内容は**記録**に残し、実際に行った対応も記録してください。



(※) 座席の配置や全体行動での配慮、日常的な見守り、声掛け、保護者への連絡など。



また、被害児童生徒と加害児童生徒が別々のクラスや学校に進むとしても、情報の引継ぎや組織での対応は必要です。

学年や学校が変わったことでいじめの対応が立ち消えにならないよう、新しい担当者や、連絡窓口、新年度の対応方針などを保護者とも共有し、学校と保護者が連携して対応する体制を継続してください。

### ～「いじめ」の情報を得たら必ず報告を！～

児童生徒や保護者からの相談、現場の目撃等によって「いじめ」の情報を得たときは、いじめ防止対策推進法に則り、学校いじめ対策組織への報告が必要です！

